

判定士だより



「判定士だより」は、神奈川の判定士に応急危険度判定に関する最新のニュースを提供することを目的に、年に1回、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が発行しています。

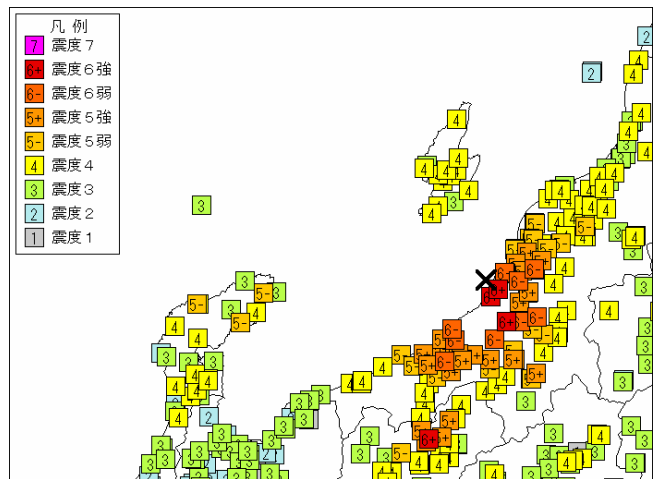
目次	特集1 新潟県中越沖地震における応急危険度判定	・・・	1
	特集2 平成19年度応急危険度判定調査参集・模擬訓練	・・・	4
	Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・	6
	協議会ニュース・県内各地の応急危険度判定訓練	・・・	8
	インフォメーション	・・・	10

特集1 新潟県中越沖地震における応急危険度判定

判定士の派遣について

平成19年7月16日に新潟県上中越沖を震源地とする「新潟県中越沖地震」が発生し、被災建築物についての「応急危険度判定」が、新潟県を判定支援本部として、7月16日から7月23日までの期間で実施され、延べ2,758名の判定士により34,048件の判定調査が実施されました。

国からの広域支援要請を受け、神奈川県より県及び16市町の行政職員計66名を平成19年7月19日から23日までの5日間、新潟県柏崎市に「応急危険度判定士」として派遣しましたので、活動内容を報告します。



（気象庁 HP より）

地震の概要

発生日時：平成19年7月16日 10時13分頃
 震源地：新潟県上中越沖
 マグニチュード6.8
 震度6強（柏崎市、刈羽村、長岡市）
 住家の被害状況（新潟県、長野県）
 （平成19年7月30日16時現在 消防庁調べ）

全壊	：	1,024棟
半壊	：	1,441棟
一部損壊	：	16,943棟

（内、新潟県16,635棟）

柏崎市の人口・世帯・面積
 人口：94,644人（H17国勢調査）
 世帯：33,684世帯（H17国勢調査）
 面積：442.70km²



（新潟県 HP より）

神奈川県支援の状況

神奈川県では、平成19年7月18日及び20日に派遣要請を受け、新潟県柏崎市内に応急危険度判定士を派遣しました。派遣及び応急危険度判定活動の状況は以下のとおりです。

- (1) 派遣期間 : 第一次派遣(7月18日派遣要請)
 7月19日から21日までの3日間、17行政庁46名
 第二次派遣(7月20日派遣要請)
 7月22日から23日までの2日間、7行政庁20名

- (2) 派遣判定士数(コーディネーターの派遣要請なし)

【上段：一次派遣、下段：二次派遣】

神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市
4名	4名	4名	2名	2名	2名	4名	2名	4名
4名	4名	4名	2名			2名		
相模原市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	綾瀬市	葉山町	合計
4名	2名	2名	2名	2名	2名	2名	2名	66名
2名		2名						

- (3) 判定実施棟数・結果

		調査済み(緑)	要注意(黄)	危険(赤)	計
判定棟数	一次	1,132	519	271	1,922
	二次	230	105	49	384
	計	1,362	624	320	2,306
割合(%)		59.1	27.1	13.8	

- (4) その他

応急危険度判定実施本部は柏崎市役所第2分館に設置されました。

実施本部にて、街区マップ、判定調査票及び判定ステッカー等が配布され、個別に各派遣先に向かい、判定活動を開始。終了後に実施本部への報告後、次の判定場所が指示されました。

判定対象建築物は、判定実施本部からの指示により、一次派遣では、敷地内全ての建物を、二次派遣では、住居系建物のみ判定活動を行いました。

判定活動の状況



建物の傾斜を計測



基礎のクラックを目視により調査



建物所有者への説明、土台のズレがあり危険の判定

応急危険度判定の全体概要

(1) 実施期間

平成19年7月16日から23日

(2) 判定結果

都道府県	市町村名	調査済み(緑)	要注意(黄)	危険(赤)	計
新潟県	柏崎市	19,179	8,295	4,616	32,090
	刈羽村	686	497	291	1,474
	出雲崎町	285	151	48	484
計		20,150	8,943	4,955	34,048

(3) 支援都道府県

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、富山県、石川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、鳥取県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

判定実施本部



実施本部外観



実施本部内



街区マップの掲示



判定結果の報告

被害の特徴

間口全体を開口とした店舗(併用住宅)の1階が崩壊または傾いていました。(商店街アーケード)
 倒壊した建物は古い木造建築物の傾向が見られました。(瓦屋根)
 築年数が新しいと見られる建築物は無被害が多い傾向がありました。
 液状化現象が見られる地区がありました。
 大谷石塀が多く、倒壊しているものが多数見られました。

被災状況



・(後ろの建物)・



毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

平成19年度は、平成6年度に小田原市内の県営鴨宮住宅（RC4階）以来の非木造建築物を用いた模擬訓練を、横浜市金沢区内にある県営追浜第二団地（壁式RC3階）で実施し、民間判定士49名、行政職員判定士33名が参加したこの訓練の様子を紹介します。

判定調査参集・模擬訓練



供試体(建物)



供試体(建物)

(1) 判定士の支援要請伝達訓練

10月30日に、横浜市から神奈川県に判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体を通じて、参加する判定士に参集場所、時間等を連絡し、応援の要請を行いました。

(2) 判定士の参集

訓練に参加する判定士は、横須賀市追浜行政センターに参集しました。



(3) 受付

受付で、判定士の皆さんの健康状態を確認し、判定手帳と腕章を携帯しているかを確認、受付簿に登録しました。



(4) 判定作業事前説明

コーディネーターにより、調査方法や判定作業の注意事項について説明がありました。



(5) 資機材の受取、移動

判定に必要な調査機材を受け取り、2人1組で、判定会場へ徒歩で向かいました。



(6) 判定作業

模擬訓練では、県営追浜第二団地(壁式RC3階)の2棟を供試体として判定作業を行いました。判定作業の流れを実際のRC造建築物の応急危険度判定作業の手順に沿って説明します。

建物概要の把握
(用途、構造、階数、建物寸法などを確認)



💡 地図上の位置は、2人でしっかり確認しましょう。

落下危険物の調査・転倒危険物の調査



💡 安全作業のため詳細調査の前に確認しましょう。

隣接建物、周囲地盤状況の把握



💡 周囲の状況把握は、安全な判定作業をする上でも重要です。

構造躯体の不同沈下の確認



💡 傾斜した建物が、自重を支える能力があるかどうかを調査しましょう。

損傷度 の壁の長さを調査



調査を実施した壁の全長に対する割合を出します。



今回のような壁式鉄筋コンクリート造における判定は、損傷度を調査する柱の本数を壁の長さを読み替えて判定することになります。

実際の調査においては、調査率が50%以上となるよう調査してください。

なお、調査を行う際は、被害が最大の階における損傷度を調査してください。

調査結果のまとめ、コメントの記入 判定標識の貼付



コメントは調査表と同じものを記入しましょう。



調査機材の返却、 報告 判定例の事後 説明、講評 終了、解散



判定士の皆さん、大変お疲れ様でした。

判定結果の集計

判定結果集計表 (10月31日 判定士 - 42組)

建築物名称	建 物			建 物		
想定判定結果	要注意 (黄)			調査済 (緑)		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> 手摺、窓枠、窓ガラスの被害 1階の耐力壁の総延長 損傷度、 の耐力壁長 			<ul style="list-style-type: none"> 落下危険物、転倒危険物の有無 損傷を受けている壁の有無 		
訓練判定結果 (判定標識)	調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)	調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)
	0組	3組	39組	28組	14組	0組
判定士が貼付した標識の主なコメント(要約)	<ul style="list-style-type: none"> 窓枠やガラス等落下の恐れあるため危険。 構造躯体の1階の壁が損傷を受けており危険。 			<ul style="list-style-type: none"> 目視上は支障なし。 窓ガラスの歪みあり。要注意。 外装材に部分的なひび割れが見られた。 		

訓練参加者の感想等

不慣れなため判定に時間がかかった。
判定がどうしても悪い方向になり、危険となる項目が多くなった。
被害にあった住民がいる場合、落ち着いて対応できるか不安。
木造やS造の訓練も受りたい。定期的に訓練に参加することが必要であると感じた。
公共交通機関が使用できない場合の参集訓練も必要ではないか。



総 評

建物は、想定判定結果が「要注意 (黄)」でしたが、北面窓の損傷がはげしかったことと、1階の壁がかなりはげしく壊れていたことから、「危険 (赤)」と判定する組が多く出ました。壁の一部だけを解体重機を用いて損傷度 になるよう壊したのですが、想定と評価に相違が出る結果となってしまいました。

建物は、意図的に壊した部位はなかったのですが、経年劣化により外壁モルタルにひび割れがあったものを評価したようで、判定が厳しくなる傾向がありました。



講習会での質問等に対する回答

平成19年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問のうち、複数の質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会ホームページをご参照ください。

(<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/soudan.htm>)

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳(緑表紙)を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中()内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

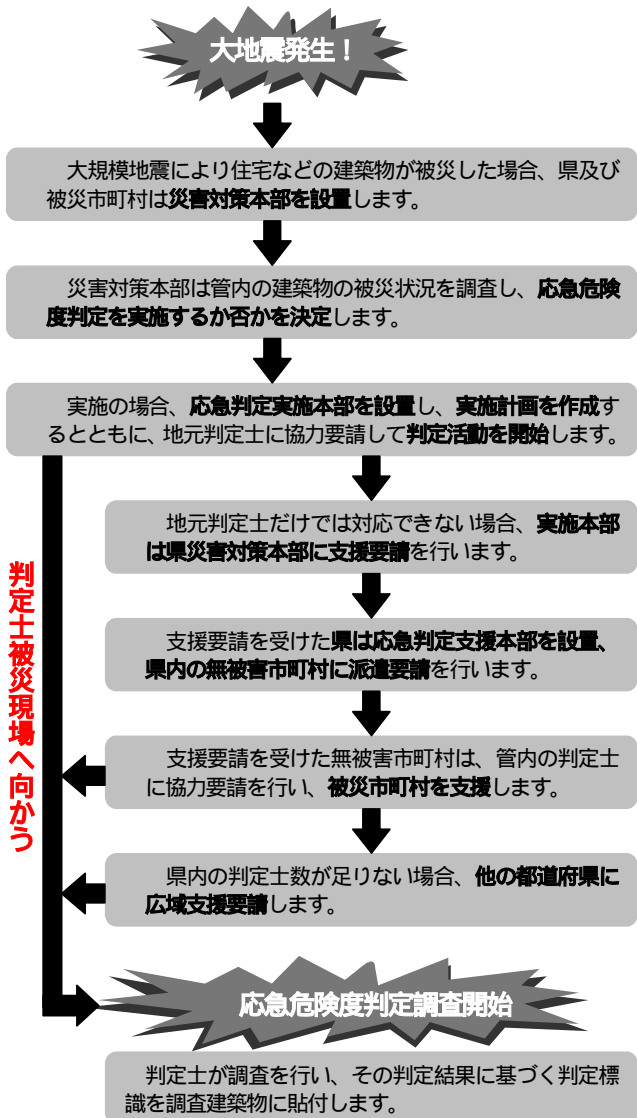


制度編(講習会、訓練、補償等)

Q-1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。

A-1 「応急危険度判定」は地震発生から1~2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいに、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

判定の流れ



Q-2 模擬訓練に参加したいが、どのようにしたらよいのか。

A-2 協議会事務局または、市町村担当課に問い合わせてください。また、協議会のホームページでも模擬訓練の開催予定をお知らせしますのでご覧ください。

Q-3 応急危険度判定手帳をなくした場合はどうすればよいのか。

A-3 (財)神奈川県建築安全協会にご連絡をお願いします。再発行の手続きが必要です。

Q-4 県外に引越した場合はどうすればよいのか。

A-4 転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、都道府県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

Q-5 判定士になり数年になる。この所、各地で地震があり判定士が出動したと聞いているが、県内の民間判定士を派遣することはないのか。

A-5 判定士の派遣は、左図の判定の流れにあるように、被災地判定支援本部(都道府県災害対策本部)から支援要請がないと判定士を派遣することができません。また、神奈川県では新潟県中越沖地震の時には県及び市町の職員が招集されました。

Q-6 用具(リュック、作業着、判定用具、その他)の準備とその内容はどうか。

A-6 協議会では、有事に備え判定資機材の備蓄を行っていますが、数に限りがあります。また、他県では機材等が備蓄されていない場合もありますので、判定手帳のP21(P24)を参考に、持参できるものがあれば用意してください。



<p>Q - 1 実際に現地に行って診断できるのか。</p> <p>A - 1 協議会では年1回模擬訓練を実施し、判定技術の向上を図っています。また、参加できない人には判定士だよりやホームページに状況を掲載していますので、参考にしてください。</p>	<p>Q - 9 要注意のケースで居住者から生活して良いか否か聞かれた場合の対応は。</p> <p>A - 9 手帳 P23～P25(P27・P28)を参照し、判定士として、また、建築専門家として知識、経験を基に適切に回答してください。</p>
<p>Q - 2 調査期間中の欠勤などについて、事前に企業・管理者の了解を求めておくべきである。</p> <p>A - 2 企業・職場の協力、理解が不可欠ですので機会をとらえて関係団体を通じて協力要請を行ってまいります。</p>	<p>Q - 10 アスベストが社会問題となっているが、判定活動時の対応はどうすべきか。</p>
<p>Q - 3 講習内容は不良住宅にも適用なのか。</p> <p>A - 3 判定は地震の二次災害防止であり不良住宅の判定とは異なります。</p>	<p>A - 10 昭和 63 年に吹付けアスベストの粉じん飛散防止対策が謳われて以来、飛散性アスベストの対策は進んでいると思われませんが、非飛散性アスベスト製品が使われた建物はまだかなりの数があると推測されます。破損していない限り飛散性は少ないようですが、判定活動中に疑わしい製品を認めた場合は、判定標識の注記欄に記入して近づかないよう周知すると共に、封じ込め作業を実施すべきか検討するためにも判定実施本部に注意が必要である旨を連絡してください。</p> <p>また、マスク類は備蓄していませんので、防塵のためにも持参されるようお願いいたします。</p>
<p>Q - 4 判定時に危険なものがある場合、それを取り除いてよいのか。</p> <p>A - 4 判定士の方の安全が第一ですので、危険箇所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。</p>	<p>Q - 11 『罹災(りさい)証明』との違いを聞かれた場合、どのように答えたらよいのか。</p>
<p>Q - 5 調査表1で一見して危険と判定したら、調査2、3はやらなくてもよいのか。</p> <p>A - 5 調査表1で一見して危険と判定したら、該当欄に記入し総合判定に進み調査を終了してください。</p>	<p>A - 11 「応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、『罹災(りさい)証明』とはまったく関係ありません。」と回答してください。</p>
<p>Q - 6 Aランクの場合、内観調査を行うことが望ましいとの説明であったが、居住者の了解を得て実地する必要があるか。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変えるのか。</p> <p>A - 6 居住者の了解を必ず得てください。不在であれば、外観より判断をしてください。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変更してください。</p>	<p>Q - 12 調査2、及び調査3の大きい方で危険度判定をすることになっているが、調査3の看板、機器類でCランクになった場合、その建物を総合判定で危険とするのは現実的ではないように感じるが、どうか。</p> <p>A - 12 応急危険度判定は二次災害を防ぐことを目的としているため、落下危険物が見られる場合、建築物に損傷がなくても危険と判定してください。同時に、その状況をコメント欄に記載し、落下危険物に近づかないよう周知をお願いします。</p>
<p>Q - 7 調査項目の1、2、3の調査順番を、「1 3 2」としている理由は何か。</p> <p>A - 7 事前に落下危険物を調査することで、調査中の判定士の安全を確保するためです。</p>	<p>Q - 13 判定活動はW、S、RC造でどの程度の割合になるのか。</p> <p>A - 13 新潟県中越沖地震での神奈川県の出遣判定士の判定活動は、木造が91%、鉄骨造が8%、RC造が1%というような割合でした。判定結果は「調査済」が59%、「要注意」が27%、「危険」が14%でした。</p>
<p>Q - 8 判定結果の責任は本部が負うとあるが、判定のジャッジに迷うようなケースはどうすれば良いか。</p> <p>A - 8 判定の際のポイントは、お配りした「応急危険度判定手帳」に記載してありますので、判定活動中は常時携帯し、迷うようなケースがあれば参考にしてください。また、判定活動は2人1組になって行いますので、両名でご相談の上判定していただければ判定内容が平準化すると思われれます。なお、協議会では実際の建築物を利用した模擬訓練を毎年実施していますので、経験を積むためにもご参加下さい。</p>	<p>Q - 14 「周辺地盤」の周辺とは、どの位までのエリアをしめすのか。</p> <p>A - 14 調査対象建築物の敷地に影響を及ぼす範囲と考えます。手帳 P29(P33)を参照してください。</p>

県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成19年度に県内各市町村が独自に開催した応急危険度判定訓練について紹介します。

相模原市総合防災訓練

実施日：平成19年9月2日（日）
 場所：相模原市弥栄三丁目 淵野辺公園
 訓練内容：民間の応急危険度判定士30名及び市職員7名が参集し、受付、判定備品・資機材の引渡し後、仮設棟の建築パネルを被災建築物と想定し判定調査を行いました。



海老名市応急危険度判定士 参集・模擬訓練

実施日：平成19年10月28日（日）
 場所：海老名市今里 市営今里住宅
 訓練内容：老朽化のため解体予定の木造市営住宅を利用して、民間の応急危険度判定士14名の参加により、2人1組で判定調査を実施しました。



その他実施状況

厚木市総合防災訓練

実施日：平成19年9月2日（日）
 場所：厚木中央公園他
 訓練内容：応急危険度判定講習会を実施。
 新潟県中越沖地震における活動報告及び意見交換を実施。

湯河原町総合防災訓練

実施日：平成19年9月1日（土）
 場所：湯河原中学校
 訓練内容：避難施設（湯河原中学校の校舎及び体育館）の応急危険度判定模擬訓練を実施。

平塚市総合防災訓練

実施日：平成19年9月1日（土）
 場所：15指定避難場所
 訓練内容：指定避難場所において応急危険度判定訓練を実施。市職員15名による応急危険度判定活動のPRを実施。

愛川町総合防災訓練

実施日：平成19年9月2日（日）
 場所：愛川町 下箕輪消防訓練場
 内容：木造の被災建築物を作成し、判定士2名1組により応急危険度判定模擬訓練を実施。

コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時には、被災市町村の災害対策本部では、建築物の被害状況等を早急に把握し、建物の被害状況によって「応急危険度判定」を実施することになりますが、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑かつ効果的に行なえるように、行政職員は「コーディネーター」として判定士の方々のサポートをいたします。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生により何をすべきか、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い、判定活動の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

今年度は、大和市及び平塚市における南関東地震の発生を想定した演習を行い、対象となる地域を変えることにより、より現実的な対応となるよう計画しました。



平成19年10月24日(水) : 大和市庁舎5階研修室(35名出席)

平成19年11月21日(水) : 大和市庁舎5階研修室(40名出席)

平成20年 1月25日(金) : 平塚市ひらつかスカイプラザ第2会議室(35名出席)

応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。本年度も「新規登録者・更新者向け」として5回、「更新者向け」として2回の計7回開催し、新規受講者337名、更新等再受講者631名、合計968名の方が受講しました。

平成20年度も下記のとおり計7回の講習会の開催を予定しています。

日程等は協議会ホームページ等でもご案内しています。ぜひご参加ください。

開催日	開催地	対象者
平成20年 7月23日(水)	: 横浜(1)	「新規登録者・更新者向け」
平成20年 8月27日(水)	: 横浜(2)	「更新者向け」
平成20年 9月中旬予定	: 小田原	「新規登録者・更新者向け」
平成20年10月10日(金)	: 川崎	「新規登録者・更新者向け」
平成20年11月13日(木)	: 茅ヶ崎	「更新者向け」
平成20年12月 9日(火)	: 横浜(3)	「新規登録者・更新者向け」
平成21年 1月21日(水)	: 相模原	「新規登録者・更新者向け」



更新手続きについてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。

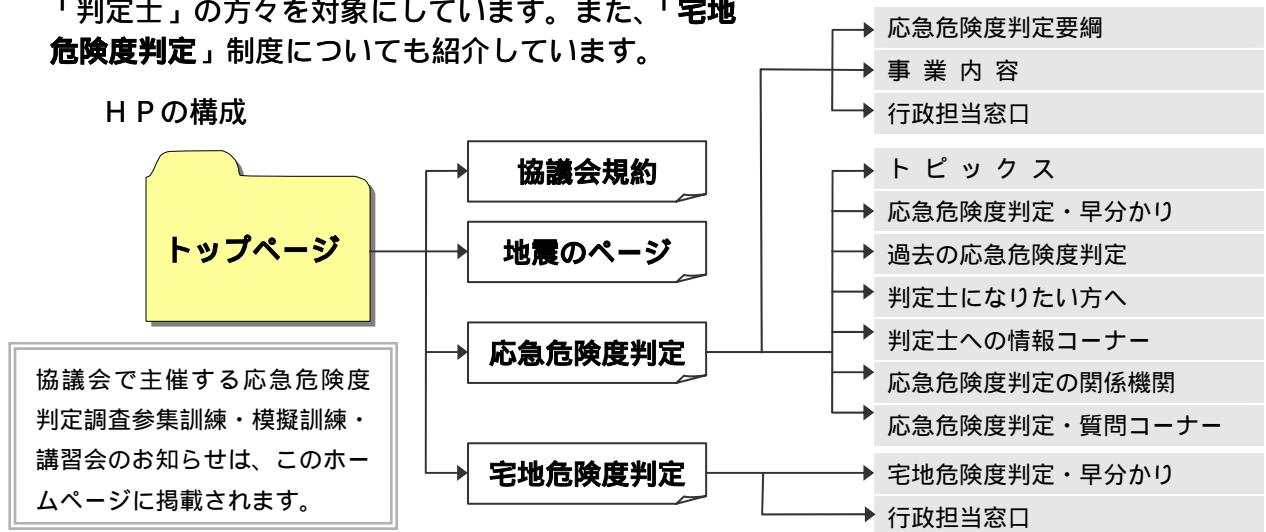
認定の有効期限が到来した判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

このため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である(財)神奈川県建築安全協会(TEL 045-212-3599)にご連絡をお願いします。なお、様式等は協議会のホームページからダウンロードできます。

協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する情報の公開と判定士の方とのコミュニケーションを目的にホームページ（HP）を開設しています。このHPは、「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々を対象にしています。また、「宅地危険度判定」制度についても紹介しています。

HPの構成



Eメールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。判定士の方に**直接情報提供**を行っていくとともに、**災害時の協力要請の一つの手段**として活用していく予定です。まだ、登録率が低い状況ですので、ご協力をお願いします。登録の方法については、**ホームページ**をご覧ください。

居住地・勤務先等に変更が生じた場合のお願い

ご存知のように、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条（認定等）の規定には、**神奈川県内在住または在勤**という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。居住地・勤務地等に変更が生じた場合には次のとおりお願いします。

転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！

居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますし、この「判定士だより」もお手元に届かなくなりますので、「**変更届**」の提出をお願いします。

県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！

転居等により、**居住地や勤務地共に神奈川県外**となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、**都道府県により資格要件が異なる**ことがありますのでご了承ください。

判定士だより

VOL - 15 2008

発行日：平成20年3月21日

発行：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
（事務局）神奈川県県土整備部建築指導課
〒231 - 8588 横浜市中区日本大通1
TEL 045 - 210 - 1111（内線6257,6258）

作成・編集：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
応急危険度判定部会 広報分科会
財団法人 神奈川県建築安全協会
TEL 045 - 212 - 3599

編集後記

昨年は、建築基準法の一部改正施行に伴い、確認事務の一大転機の中、新潟県柏崎市沖を震源とする新潟県中越沖地震が発生し、新潟県から国土交通省を通じて応急危険度判定の支援要請があり、神奈川県から7月19日から23日まで66名の行政判定士を派遣し、約2,300棟の判定を行いました。

今回の地震は、発生の逼迫性が叫ばれている県西部地震を始めとした大規模地震に対する日常からの備えの大切さを再認識させられた地震でもあります。今後、本県が被災した場合に行政的的確な対応が行えるよう、県民に対する制度の周知を図り、二次災害の防止のための速やかな判定ができるよう、判定士の皆さんのご意見も掲載していけたらと考えます。（広報分科会主査市：秦野市）